

令和2年（2020年）5月22日

小田原市立小・中学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

新型コロナウイルス感染症対策のための小田原市立小・中学校の対応について

お知らせ⑧ー6月1日からの授業等の再開について

新型コロナウイルス感染症対策のため、本市では、政府の緊急事態宣言及び神奈川県からの協力要請を踏まえ、市立小・中学校を臨時休業としておりますが、**5月31日（日）までに緊急事態宣言が解除された場合には、6月1日（月）から授業等を再開することとしますので、お知らせします。**

保護者の皆様におかれましては、臨時休業中の児童生徒の見守りや学習支援等に多大なるご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

これからは、**社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症の予防対策をとりながら生活していかななくてはならないという認識に立ちつつ、児童生徒の健やかな育ちと学びを保障することとの両立が求められています。**学校は保護者の皆様のご協力をいただきながら、感染症予防対策を講じ教育活動を再開しますので、何とぞご理解くださるようお願いいたします。

授業等の再開に当たっては、学校では、感染者や濃厚接触者、医療等に従事される方々への偏見や差別につながる行為は断じて許されないことを児童生徒の発達段階に応じて指導しますので、ご家庭でもご指導くださるようお願いいたします。

なお、今後、緊急事態宣言が延長された場合など、本日のお知らせの内容を見直すこととなった場合には改めてお知らせしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 6月以降の学校生活における感染症予防対策について

- ・学校では、別紙1のとおり、児童生徒の健康管理、環境衛生等に配慮して授業等を実施します。
- ・**発熱や咳、体の強いだるさ等で登校できなかった場合、医師の診断書がなくても出席停止の扱いとします。その際には必ず学校へご連絡ください。また、医療的ケアが日常的に必要な場合や基礎疾患等のある児童生徒が感染予防のために欠席する場合、保護者の意向により感染予防のために欠席する場合においても「欠席」の扱いとはなりませんので、学校にご相談ください。**

2 今年度の教育活動について

- ・学校では、**行事の見直しや学習活動の重点化を図るとともに、児童生徒が身に付けるべき学力や学習内容を全教職員が共通理解し、教育活動の質の充実を図ります。**その際、児童生徒に過度な負担がかからないように努めます。
- ・**授業等は、できるだけ直接の身体接触や至近距離での会話等をする必要がないよう工夫して実施します**ので、ご家庭でも、休み時間や給食の時間を含めた学校での過ごし方、登下校時の密集や接触を避ける行動等について、お子様にご指導ください。なお、対策を講じて感染の可能性が高い活動については、指導計画を変更し当面の間実施しません。

（例）音楽科での密な状態での歌唱指導、体育科・保健体育科での児童生徒が密集する運動、学習発表会や交流会など多数の児童生徒や校外の方と接触する活動等。

- ・学校行事については、感染症防止の基本留意事項を踏まえ、実施内容や場所、時期を工夫して実施します。また、当面の間、校外学習は電車やバスを利用しない範囲で実施します。

3 学校再開直後の2週間（6月1日～12日）の教育活動について

- ・長期の休業が続いていた児童生徒の生活リズムを回復するため、この間は段階的に教育活動を進めることとし、児童生徒は午前又は午後のみ登校とします。
- ・教室内での活動については、児童生徒の席の間に可能な限り距離（おおむね1～2m）を確保して実施します。必要な距離が保てない場合は、空き教室等を使用して学級を分けたり、普通教室より面積の広い特別教室等を使用したりするなどの配慮をして教育活動に取り組みます。学校規模により、児童生徒が登校する日を分けたり、時間帯をずらしたりする場合もありますので、ご理解ください。
※詳細は各学校からお知らせします。

4 夏季休業について

- ・8月1日（土）～23日（日）の予定です。

※7月21日（火）～31日（金）、8月24日（月）～31日（月）は授業日となります。（土曜日、日曜日は休みとなりますが、祝日の7月23日（海の日）、24日（スポーツの日）は授業日とする予定です。）

5 給食について

- ・6月15日（月）から実施する予定です。

- ・座席は対面を避けるなどの工夫をします。また、給食前の手洗いの徹底や、給食時間中に立ち歩いたり、会話をしないよう指導しますので、ご家庭でもお子様へご指導ください。
- ・配膳については、給食当番にあたる児童生徒の健康状態を確認し実施します。配膳の際はマスク・白衣の着用と手洗いを徹底します。
- ・当面の間、配膳時間の短縮や喫食時間の短縮を考え、配膳しやすい献立にし、品数を減らす工夫をします。また、パンは個別包装に変更します。
- ・6月15日～8月31日の授業日については、給食を実施する予定です。（ただし、7月23日（海の日）、24日（スポーツの日）、8月24日、25日の4日に限り、給食はありません。）
- ・給食費は7月6日（月）から引き落としを開始し、6月分及び8月分は年度末までに別途調整します。

6 部活動について

- ・部活動を実施する場合には、校内での活動とし、1日の活動時間をできるだけ短時間とします。なお、当面の間、授業日の朝練習は中止するほか、校外での練習試合、交流会等への参加は見合わせます。

7 放課後児童クラブについて

- ・6月1日（月）～13日（土）までの間は、原則として午前8時から午後6時30分まで開所します。（ただし、学校の規模等により、児童全員が登校する時間帯がある場合には、その時間帯に閉所することがあります。）
- ・土曜日や長期休業中の開所と同じ扱いとなりますので、お弁当や水筒を持参してください。
- ・6月15日（月）以降は、各学校の日課に応じて、通常の開所時間となります。これまでのようにご利用の自粛をお願いするものではありませんが、お子様の密集状態等を防ぐため、可能な範囲でクラブのご利用をお控えくださるようご協力をお願いします。

教育委員会へのお問い合わせ先

放課後児童クラブに関すること	教育総務課	33-1731
感染防止等学校保健に関すること	学校安全課	33-1691
給食に関すること		33-1694
教育課程全般に関すること	教育指導課	33-1684